

91	82	81	76	75	73	72	71	70	66	57	56	52	51	50	38	37	32	22	21	13	12	11	6	5	1	4	セン
恒温恒湿器 (四六〇L)	恒温恒湿器 (略)	複合サイク ル試験機	複合サイク (略)	キヤス試験 機	キヤス試験 (略)	高周波溶解 炉	電気炉	ガスクロマ トグラフ質量 分析計	(略)	(略)	放電焼結装 置	放電焼結装 (略)	やすり切削 性能試験機	引張試験機	引張試験機 (略)	音響計測装 置	音響計測装 (略)	射出成形機	射出成形機 (略)	射出成形機 (略)	振動試験機	振動試験機	恒温恒湿器 (三〇〇L)	恒温恒湿器 (略)	恒温恒湿室	恒温恒湿室 (略)	セン
一回(四時 間以内)	一回(略)	二回(二時 間以内)	二回(略)	二回(二時 間以内)	二回(略)	一回(四時 間以内)	一回(四時 間)	一回(一時間)	(略)	(略)	一回(四時 間以内)	一回(四時 間以内)	一回(四時 間)	一回(四時 間)	一回(四時 間)	一回(略)	一回(四時 間)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(四時 間)	一回(二時 間以内)	一回(二時 間以内)	一回(二時 間以内)	一回(二時 間以内)	一回(略)	一回(略)
四、一〇〇円	(略)	九、五〇〇円	(略)	一、三〇〇円	(略)	六、〇〇〇円	三、三〇〇円	(略)	(略)	(略)	五、〇〇〇円	(略)	(略)	一、六〇〇円	(略)	一、四〇〇円	(略)	四、七〇〇円	(略)	四、七〇〇円	(略)	四、〇〇〇円	(略)	一八、七〇〇円	(略)	(略)	(略)
(略)															(略)												

98	89	88	83	82	80	79	78	77	76	72	71	62	61	57	56	55	54	42	41	36	35	34	33	32	22	21	13	12	11	6	5	1	4	セン			
恒温恒湿器 (四六〇L)	恒温恒湿器 (略)	複合サイク ル試験機	複合サイク (略)	キヤス試験 機	キヤス試験 (略)	高周波溶解 炉	電気炉	ガスクロマ トグラフ質量 分析計	シCAD	ミドルレン 機	真円度測定 機	真円度測定 (略)	放電焼結装 置	放電焼結装 (略)	やすり切削 性能試験機	超微粒子製 膜装置	超微粒子製 (略)	引張試験機	引張試験機 (略)	音響計測装 置	音響計測装 (略)	ユレシヨシ ン	プレスシミ ン	三次元ソリ ッドモデラー (ハイエンド)	汎用シミュ レーション装 置	処理ソフト	点群データ	射出成形機	射出成形機 (略)	射出成形機 (略)	振動試験機	振動試験機	恒温恒湿器 (三〇〇L)	恒温恒湿器 (略)	恒温恒湿室	恒温恒湿室 (略)	セン
一日(略)	一日(略)	二回(二時 間以内)	二回(略)	二回(二時 間以内)	二回(略)	一回(四時 間以内)	一回(四時 間)	一回(一時間)	(略)	一回(一時間)	一回(略)	一回(四時 間以内)	一回(四時 間)	一回(四時 間)	一回(略)	一回(四時 間)	一回(略)	一回(四時 間)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)	一回(略)
四、〇〇〇円	(略)	九、四〇〇円	(略)	二、三〇〇円	(略)	五、八〇〇円	三、二〇〇円	(略)	四〇〇円	(略)	九〇〇円	(略)	四、八〇〇円	(略)	(略)	二七、四〇〇円	(略)	一、五〇〇円	(略)	一、五〇〇円	(略)	一、六〇〇円	(略)	一、三〇〇円	(略)	一、九〇〇円	七〇〇円	四、六〇〇円	(略)	四、六〇〇円	(略)	一、五〇〇円	(略)	一八、六〇〇円	(略)	(略)	
(略)															(略)																						

備考 (略)

11
13

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

11
13

(略)

(略)

(略)

第二号の表を次のように改める。

セン ター の 区 分	種 別	単 位	金 額	備 考
保健 環境 セン ター	検査及び分析 一 病原微生物の検査 1 病原細菌の検査 (一) 免疫学的検査	一件	一七、八〇〇円	1 一種につき 2 腸管出血性大腸菌等三種
	(二) 遺伝子的検査	〃	二四、〇〇〇円	1 一種につき 2 サルモネラ等 一二種
	(三) 薬剤感受性検査	〃	一一、〇〇〇円	アンピシリン等一 二種
	2 病原ウイルス・リケ ツチアの検査 (一) 免疫学的検査	〃	四〇、一〇〇円	1 一種につき 2 つつが虫病リ ケツチア等二種
	(二) 遺伝子的検査	〃	三四、四〇〇円	1 一種につき 2 インフルエン ザウイルス等七 種
	二 化学物質の検査及び無 菌検査 1 遺伝子組換え食品の 定性検査			平成二四年一月 一六日食安発一一 一六第四号厚生労 働省医薬食品局食 品安全部長通知に 定める方法による。
	(一) パパイヤ(五五― 一)	〃	四二、七〇〇円	
	(二) トウモロコシ(C BH三五一)	〃	四二、七〇〇円	
	2 医薬品の検査			

(一) 日本薬局方医薬品 又は日本薬局方外 薬品の適否検査（動 物を用いる検査を除 く。）	(1) 定量分析を含む もの (2) 定量分析を含ま ないもの	五〇、〇〇〇円 二三、四〇〇円	医薬品、医療機器 等の品質、有効性 及び安全性の確保 等に関する法律施 行規則（昭和三六 年厚生省令第一号 ）第一二条第一項 に規定する試験検 査
(1) 特殊機器を使用 するもの (2) 特殊機器を使用 しないもの (三) 定性分析（動物を 用いる検査を除く。）	(1) 特殊機器を使用 するもの (2) 特殊機器を使用 しないもの	二八、八〇〇円 二〇、八〇〇円	1 一成分につき 2 医薬品、医療 機器等の品質、 有効性及び安全 性の確保等に関 する法律施行規 則第一二条第一 項に規定する試 験検査
(1) 特殊機器を使用 するもの (2) 特殊機器を使用 しないもの (四) 微生物検査（無菌 検査）	(1) 特殊機器を使用 するもの (2) 特殊機器を使用 しないもの	一三、九〇〇円 一四、〇〇〇円 一二、五〇〇円	1 一成分につき 2 医薬品、医療 機器等の品質、 有効性及び安全 性の確保等に関 する法律施行規 則第一二条第一 項に規定する試 験検査 生物学的製剤基準 （平成一六年厚生

(1) ニッケル等重金 属項目五物質	〃	三〇、六〇〇円	による。
3 家庭用品中の有害物 質の検査	〃	二二、二〇〇円	労働省告示第一五 五号)に定める方 法による。 有害物質を含有す る家庭用品の規制 に関する法律施行 規則(昭和四九年 厚生省令第三四号)別表第一に定め る方法による。
(二) テトラクロロエチ レン等二物質	〃	二六、七〇〇円	
(三) トリス(―アジ リジニル)ホスフィ ンオキシド等三物質	〃	九一、七〇〇円	
四 トリフェニル錫化 合物等二物質	〃	五六、六〇〇円	
五) ジベンゾ「a・h 」アントラセン等三 物質	〃	三〇、四〇〇円	
4 環境水中の有害物質 の検査 (一) 公共用水域の要監 視項目の検査	〃	1 一成分につき 2 平成五年四月 二八日環水規第 一二一号環境庁 水質保全局水質 規制課長通知及 び平成一六年三 月三十一日環水企 発第〇四〇三三 一〇〇三号・環 水土発第〇四〇 三三一〇〇五号 環境省環境管理 局水環境部長通 知に定める方法 による。	

(2) クロホルム等揮発性項目八物質	九七、一〇〇円	
(3) その他ダイアジノン等一四物質	六五、五〇〇円	
(二) マラチオン等農薬の水質評価指針項目二七物質	八五、五〇〇円	<p>1 一成分につき 平成六年四月 一五日環境庁水 八六号環境庁水 質保全局長通知 に定める方法に よる。</p>
5 大気粉じん試料中の有害物質の検査	六一、七〇〇円	<p>1 一成分につき 2 有害大気汚染物質測定方法マニユアル(環境省策定)に定める方法による。</p>
(一) マンガン等重金属五物質	六一、七〇〇円	
(二) アスベスト	二三、三〇〇円	<p>アスベストモニタリングマニユアル(第三版)(環境省策定)に定める光学顕微鏡を用いる方法による。</p>
6 廃棄物最終処分場浸出水(PCB)の検査	一四六、四〇〇円	<p>一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法(平成一〇年環境庁・厚生省告示第一号)に定める方法による。</p>
<p>三 広島県輸出生鮮冷凍かき及び特別処理かき等の検査</p> <p>1 広島県輸出生鮮冷凍かき等の検査</p>	<p>広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例(昭和三五年広島県条例第四号)第三一条に</p>	

<p>二 検査及び分析</p> <p>1 食品・食品素材等に関する一般定性分析</p> <p>(一) 手数を要することの少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要することの特により多いもの</p>	<p>一項目</p>	<p>一、七〇〇円</p> <p>三、二〇〇円</p> <p>六、九〇〇円</p>	<p>ただし、日本産業規格に複数の試料の平均値を測定値として規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもって一試料とする。</p> <p>3 印画紙へ記録する場合は、六〇〇円を加算した額とする。</p> <p>4 試料の作成を必要とする場合は、五、一〇〇円を加算した額とする。</p> <p>5 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに六〇〇円を加算する。</p> <p>1 他の種別に掲げる分析以外の分析</p> <p>2 一試料につき</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分につ</p>
--	------------	---	--

<p>(一) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>一成分</p>	<p>一、八〇〇円</p> <p>二、五〇〇円</p> <p>三、六〇〇円</p>	<p>1 一試料につき</p> <p>2 試料の前処理を必要とする場合は、三、八〇〇円を加算した額とする。</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、二成分目から一成分ごとに三〇〇円を加算する。</p>
<p>2 食品・食品素材等に 関する一般定量分析</p>			
<p>(一) 手数を要すること の特に少ないもの</p> <p>(二) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(三) 手数を要するもの</p> <p>(四) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>二、六〇〇円</p> <p>四、五〇〇円</p> <p>六、八〇〇円</p> <p>九、〇〇〇円</p>	
<p>3 食品・食品素材等 に関する特殊性分析及 び特殊定量分析</p> <p>(一) ガスクロマトグラ フによるもの</p> <p>(二) ガスクロマトグラ フ質量分析計による もの</p> <p>(三) 高速液体クロマト グラフによるもの</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>九、一〇〇円</p> <p>二七、六〇〇円</p> <p>一五、九〇〇円</p>	<p>一試料につき</p>

西部 工業 技術 セン ター	<p>一 試験及び測定 1 材料試験 (一) 引張り、曲げ、圧縮、抗折又はせん断</p> <p>(二) 弾性率 (三) 衝撃 (1) 常温で行う場合 (2) 温度指定で行う場合</p> <p>(3) 極低温で行う場合</p> <p>四 硬さ</p> <p>(五) 磨耗</p> <p>(六) 非破壊超音波探傷装置によるもの</p>	<p>四 蛍光分光光度計によるもの</p> <p>(五) 原子吸光分光光度計によるもの</p> <p>(六) 炎光光度計によるもの</p> <p>三 写真 1 顕微鏡写真 2 その他の写真</p> <p>四 試作</p>	<p>一 四、九〇〇円</p> <p>六、〇〇〇円</p> <p>九、三〇〇円</p> <p>二、六〇〇円</p> <p>二、五〇〇円</p> <p>所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める額</p>	<p>一 試料</p> <p>一 試料</p> <p>一件</p>
	<p>二、一〇〇円</p> <p>四、八〇〇円</p> <p>一、八〇〇円</p> <p>四、七〇〇円</p> <p>一〇、九〇〇円</p> <p>一、〇〇〇円</p> <p>三、一〇〇円</p> <p>四、四〇〇円</p>	<p>二 試料目から一試料ごとに一、四〇〇円を加算する。</p> <p>二 試料目から一試料ごとに二、一〇〇円を加算する。</p> <p>二 試料目から一試料ごとに二、一〇〇円を加算する。</p> <p>測定箇所三箇所までごとに</p> <p>1 所要時間一時間までごとに</p> <p>2 ピンオンデイスク式等による</p> <p>所要時間が一時間を超える場合は、その一時間を超える三〇分ごとに二、〇〇〇円を加算する。</p>	<p>二、一〇〇円</p> <p>四、八〇〇円</p> <p>一、八〇〇円</p> <p>四、七〇〇円</p> <p>一〇、九〇〇円</p> <p>一、〇〇〇円</p> <p>三、一〇〇円</p> <p>四、四〇〇円</p>	<p>二、一〇〇円</p> <p>四、八〇〇円</p> <p>一、八〇〇円</p> <p>四、七〇〇円</p> <p>一〇、九〇〇円</p> <p>一、〇〇〇円</p> <p>三、一〇〇円</p> <p>四、四〇〇円</p>

	(七) 疲労	四、九〇〇円	試験時間が一時間を超える場合は、その一時間を超える一時間ごとに八〇〇円を加算する。
	(八) 落錘衝撃		
	(1) 常温以上で行う場合	六、九〇〇円	二試料目から一試料ごとに二、四〇〇円を加算する。
	(2) 極低温で行う場合	七、五〇〇円	1 液体窒素を用意すること。 2 二試料目から一試料ごとに三、六〇〇円を加算する。
	2 機械器具等の試験		
	(一) 形状測定		
	(1) 手数を要するもの少ないもの	一、一〇〇円	
	(2) 手数を要するもの	一、七〇〇円	
	(3) 手数を要するもの特に多いもの	六、四〇〇円	
	(二) その他器具の性能又はその強度試験		
	(1) 手数を要するもの特に少ないもの	二、八〇〇円	
	(2) 手数を要するもの少ないもの	四、一〇〇円	
	(3) 手数を要するもの	七、〇〇〇円	
	(4) 手数を要するもの特に多いもの	九、八〇〇円	
	3 ひずみ測定		
	(一) 動ひずみ計又は静ひずみ計によるもの	三、四〇〇円	
	(二) X線応力測定装置によるもの	七、八〇〇円	
	4 騒音及び振動測定		
	(一) レベル測定	一、六〇〇円	

6 脂肪質又は中性脂肪 腐食耐候性試験	(一) 暴露試験	一件	三、五〇〇円	試験片の調整を要するものは、一枚につき一、二〇〇円を加算する。
	(二) 浸せき試験	//	三、九〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、四〇〇円を加算する。 2 一件につき二試験料以上試験する場合は、二試験料目から一試験料目ごとに一、二〇〇円を加算する。
	(三) キヤス試験	//	三、二〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、六〇〇円を加算する。 2 一件につき二試験料以上試験する場合は、二試験料目から一試験料目ごとに九〇〇円を加算する。
	(四) 恒温恒湿試験 (1) 恒温恒湿器 (二) O.L.) によるもの	//	二、五〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、そ

7 めっき、塗膜等の被	(2) 恒温恒湿器（三〇〇L）によるもの	五、六〇〇円	の一日を超える一日までごとに一、二〇〇円を加算する。
	(3) 恒温恒湿器（四六〇L）によるもの	五、七〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに四、三〇〇円を加算する。
	(4) 恒温恒湿器（八〇〇L）によるもの	八、〇〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに六、八〇〇円を加算する。
	(5) 恒温恒湿室によるもの	二〇、三〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一九、〇〇〇円を加算する。
	(五) 複合サイクル試験	一三、三〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに九、八〇〇円を加算する。 2 一件につき二試験料以上試験する場合は、二試験料から一試験料ごとに九〇〇円を加算する。

	膜試験			
	(一) 膜厚測定			一測定点につき
	(1) マイクロメータ、電磁式厚さ計等によるもの	一試料	二、一〇〇円	
	(2) 電解式厚さ計によるもの	〃	四、〇〇〇円	一試料につき二層以上試験する場合は、二層目から一層ごとに六〇〇円を加算する。
	(3) 顕微鏡法によるもの	〃	四、六〇〇円	一試料につき二層以上試験する場合は、二層目から一層ごとに三〇〇円を加算する。
	(二) 付着量及び均一性	一件	四、二〇〇円	
	(三) その他被膜試験			
	(1) 手数を要するものの少ないもの	〃	二、二〇〇円	
	(2) 手数を要するもの	〃	三、六〇〇円	
	(3) 手数を要するものの特に多いもの	〃	六、五〇〇円	
	(四) めっき液等の試験			
	(1) 手数を要するものの少ないもの	〃	二、六〇〇円	
	(2) 手数を要するもの	〃	四、一〇〇円	
	(3) 手数を要するものの特に多いもの	〃	六、七〇〇円	
8	高分子材料試験			
	(一) 機械的試験			
	(1) 引張り、曲げ、圧縮、せん断又は引裂			試料の作成を必要とする場合は、一試料ごとに二、〇〇〇円を加算した額とする。
	ア 室温で行う場合	一試料	六〇〇円	伸びを測定する場合は、三〇〇円を

<p>二 検査及び分析</p> <p>1 一般定性分析</p> <p>(一) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>一項目</p> <p>一、三〇〇円</p> <p>二、七〇〇円</p> <p>七、一〇〇円</p>	<p>円を加算した額とする。</p> <p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>2 一般定量分析</p> <p>(一) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>一成分</p> <p>一、七〇〇円</p> <p>二、七〇〇円</p> <p>三、九〇〇円</p>	<p>1 一試料につき</p> <p>2 試料の前処理を必要とする場合は、二、六〇〇円を加算した額とする。</p> <p>3 二成分以上の</p> <p>1 他の種別に掲げる分析以外の分析</p> <p>2 一試料につき</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、これらの成分を一成分として手数料を計算する。</p>

	(4) 熱分析 もの	七、五〇〇円	示差熱分析装置、 熱天びん又は熱膨 張測定装置による もの
	4 工業用水及び工場排 水検査 (一) 化学的酸素要求量 (二) 生物化学的酸素要 求量 (1) 手数を要するこ との少ないもの (2) 手数を要するも の (三) 用水及び排水中の 成分 (1) 手数を要するこ との少ないもの (2) 手数を要するも の (3) 手数を要するこ との特に多いもの (四) 温度、外観、臭気、 濁度等 (1) 手数を要するこ との特に少ないも の (2) 手数を要するこ との少ないもの (3) 手数を要するも の	一、九〇〇円 五、三〇〇円 六、〇〇〇円 一、八〇〇円 四、五〇〇円 七、六〇〇円 一、三〇〇円 二、二〇〇円	
	三 写真 1 電子顕微鏡写真 2 顕微鏡写真 3 その他の写真 4 焼き増し 5 高速撮影（ハイス ピードカメラ）	三、六〇〇円 三、一〇〇円 三、七〇〇円 一、〇〇〇円 四、一〇〇円	蒸着を必要としな い場合
	四 試作	一件	所要時間及び原材 料の時価等を勘案

	関係)		
	(一) 収縮率	一件	一〇、〇〇〇円 とに 試験が素材の場合 は、五、〇〇〇円 を加算した額とす る。
	(二) 吸水率	〃	一三、二〇〇円 試験が素材の場合 は、八、二〇〇円 を加算した額とす る。
	(三) 吸湿率	〃	三二、〇〇〇円 〃 一〇試験片までご とに
	4 機械性状試験 (木材 関係)	〃	七、八〇〇円 試験が素材の場合 は、五、〇〇〇円 を加算した額とす る。
	(一) 圧縮、引張り、曲 げ、せん断又は割裂	〃	
	(二) 硬さ又はくぎ引き 抜き抵抗	〃	九、四〇〇円
	5 接着性状試験	〃	六、六〇〇円
	(一) 常態接着力	〃	1 一〇試験片ま でごとに 2 試験の作成を 必要とする場合 は、八、二〇〇 円を加算した額 とする。
	(二) 耐水接着力又は耐 温冷水接着力	〃	七、一〇〇円 1 一〇試験片ま でごとに 2 試験の作成を 必要とする場合 は、八、二〇〇 円を加算した額 とする。
	(三) 耐煮沸接着力	〃	七、五〇〇円 1 一〇試験片ま でごとに 2 試験の作成を 必要とする場合 は、八、二〇〇 円を加算した額 とする。
四) 面引張り接着力	〃	〃	九、二〇〇円 1 一〇試験片ま でごとに

7 塗料試験	6 製品試験 (一) 安定性 (二) 側方荷重 (三) 鉛直荷重 (四) 衝撃荷重 (五) 耐熱安定性 (六) 繰り返し耐久性	一試料	四、七〇〇円 六、九〇〇円 六、九〇〇円 五、〇〇〇円 九、四〇〇円	でいごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。
	(五) 浸せき剥離接着性 一類	〃	九、三〇〇円	1 五試験片まで 2 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。
	(六) 浸せき剥離接着性 二類	〃	七、〇〇〇円	1 五試験片まで 2 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。
	(七) 浸せき剥離接着性 三類	〃	六、二〇〇円	1 五試験片まで 2 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。

8 塗膜物理性状試験 (一) 粘度 (二) 加熱残分	〃 〃	三、七〇〇円 四、二〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
(一) 耐熱性	一件	二、九〇〇円	所要時間三時間まで ことに
(二) 硬度	〃	二、九〇〇円	鉛筆引きかき値硬度による。
(三) 不粘着性	〃	六、五〇〇円	
(四) 研磨性	〃	一、九〇〇円	
(五) 耐屈曲性	〃	四、一〇〇円	
(六) 耐衝撃性	〃	二、二〇〇円	
(七) 耐磨耗性	〃	五、七〇〇円	
(八) 付着性	〃	四、三〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、五〇〇円を加算した額とする。
9 塗膜化学性状試験			
(一) 耐水性	〃	四、九〇〇円	
(二) 耐沸騰水性	〃	四、〇〇〇円	
(三) 耐油性	〃	三、九〇〇円	
(四) 耐酸性	〃	三、九〇〇円	
(五) 耐アルカリ性	〃	三、九〇〇円	
(六) 耐汚染性	〃	三、八〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
10 塗膜外観測定			
(一) 光沢	〃	二、九〇〇円	
(二) 色	〃	二、五〇〇円	
(三) 粗さ	〃	三、〇〇〇円	
11 耐久性試験			
(一) 促進耐候性	〃	一、二、九〇〇円	1 所要時間二四時間までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。

	(二) 寒熱繰り返し	〃	七、二〇〇円	3 キセノンウェザーメーターを用いること。 1 一サイクルまでごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
	(三) 乾湿繰り返し	〃	一一、二〇〇円	1 一サイクルまでごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
	(四) 加熱処理	〃	一、六〇〇円	所要時間二時間までごとに
12	恒温恒湿処理	〃	一〇、二〇〇円	所要時間二四時間までごとに
13	染色堅ろう度			
	(一) 耐光	〃	三、六〇〇円	照射時間一〇時間までごとに
	(二) 洗濯	〃	二、一〇〇円	機械法によるものとし、八試料までごとに
	(三) 熱湯、水又は海水	〃	二、四〇〇円	五試料までごとに
	(四) 汗	〃	一、七〇〇円	〃
	(五) 摩擦(乾・湿)	〃	一、六〇〇円	三試料までごとに
	(六) ホットプレッシグ又は昇華	〃	一、五〇〇円	五試料までごとに
	(七) 酸滴下、アルカリ滴下又は水滴下	〃	一、三〇〇円	一〇試料までごとに
	(八) 酸化窒素ガス又は塩素漂白	〃	二、四〇〇円	一二試料までごとに
	(九) ドライクリーニング又は有機溶剤	〃	二、三〇〇円	機械法によるものとし、八試料までごとに
	(十) 非イオン界面活性剤	〃	六〇〇円	一〇試料までごとに

<p>(二) 手数料を要するもの の少ないもの</p>	<p>一成分</p>	<p>一、七〇〇円</p>	<p>をもつて一試料とする。 3 印画紙に記録する場合は、六〇〇円を加算した額とする。 4 試料の作成を必要とする場合は、五、一〇〇円を加算した額とする。 5 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。 1 他の種別に掲げる分析以外の分析 2 一試料につき 3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、これらの成分を一成分として手数料を計算する。</p>
<p>二 検査及び分析 1 一般定性分析</p> <p>(一) 手数料を要すること の少ないもの (二) 手数料を要するもの (三) 手数料を要すること の特に多いもの</p>	<p>一項目 " "</p>	<p>一、四〇〇円 二、七〇〇円 七、二〇〇円</p>	

	(2) 定量分析	一成分	六、〇〇〇円	一試料につき二成分以上分析する場合は、二成分目から一成分ごとに一、二〇〇円を加算する。
	4 工業用水及び工場排水検査	一試料	二、五〇〇円	
	(3) 回折			
	(一) 化学的酸素要求量	〃	二、〇〇〇円	
	(二) 生物化学的酸素要求量	〃	六、八〇〇円	
	(1) 手数を要するものの少ないもの	〃	七、六〇〇円	
	(2) 手数を要するもの	〃	一、九〇〇円	
	(3) 手数を要するものの特に多いもの	〃	七、五〇〇円	
	(四) 温度、外観、臭気、濁度等	一項目	七〇〇円	
	(1) 手数を要するものの特に少ないもの	〃	一、二〇〇円	
	(2) 手数を要するものの少ないもの	〃	二、五〇〇円	
	(3) 手数を要するもの	〃		
三 写真				
1 電子顕微鏡写真		一枚	三、八〇〇円	
2 顕微鏡写真		〃	四、三〇〇円	
3 レーザー顕微鏡写真		〃	二、六〇〇円	
4 その他の写真		〃	三、二〇〇円	
5 焼き増し		〃	一、〇〇〇円	
四 試作		一件		所要時間及び原材料の時価等を勘案

1 和文 2 英文 二 他の項に定めのない試験等	一部 〃 一件	七〇〇円 一、二〇〇円 所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める額	1 他の項に定めがある場合を除き、この定めによる。 2 三〇分に満たない場合は、一、九〇〇円とする。 3 三〇分に満たない場合は、一、九〇〇円とする。
三 前処理及び試料調製	一時間	三、八〇〇円	
四 設備利用において職員が行う機器操作	〃	三、八〇〇円	

備考

- 一 一時間未満の端数時間は、一時間とする。ただし、三十分未満の場合の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 二 手数料を納付すべき者が広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の手数料の額は、この表に定める額の二倍に相当する額とする。